一般社団法人 日本航空宇宙学会　ISTS事業の会計処理に関する内規

平成22年09月10日JSASS理事会承認

改正　平成24年7月13日

改正　平成28年2月12日

改正　平成30年 3月 9日

（目的）

1. 本内規は、ISTS委員会が運営する宇宙技術および科学の国際シンポジウムに係わる事業（以下ISTS事業）の会計処理について定める。

（事業会計）

1. ISTS事業会計は、以下の収入および支出から構成される。ISTS委員会委員長は、講演会毎に収支が均衡するよう努める。
2. 収入
   1. ISTS事業に伴う収入
   2. ISTS事業のための賛助金
   3. ISTS事業のために日本航空宇宙学会が得た補助金等
   4. 理事会が決議したISTS事業会計への交付金（積立資金の取り崩し含む）
   5. ISTS積立資金から生じる利息収入
3. 支出
   1. ISTS事業に伴う支出
   2. 本内規第５条に定める事業管理費
   3. ISTS事業に課税される税金

（事業計画および収支予算）

1. ISTS委員会委員長は、ISTS事業の事業計画および事業収支予算を編成して会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。事業計画または事業収支予算を変更した場合も同様とする。

　　　　　２　ISTS委員会委員長は、事業収支予算とは別に、日本航空宇宙学会会計年度に合わ

　　　　　　　せた年次収支予算および年次事業計画を編成して会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。年次収支予算および年次事業計画を変更した場合も同様とする。

（事業報告および収支決算等）

1. ISTS委員会委員長は、講演会開催年度の末までに事業報告および事業収支決算書を作成して会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

２　ISTS委員会委員長は、事業収支決算書とは別に、日本航空宇宙学会会計年度に合わせた年次収支決算書および正味財産増減計算書を作成して会長に提出し、理事　　　　　会の承認を得るものとする。

３　事業収支決算に収支差額があるときは、理事会の承認により、翌年度のISTS

事業会計に繰り越すか、またはISTS積立資金に繰り入れるものとする。

（事業管理費）

1. 日本航空宇宙学会事業管理費のうち、以下のものをISTS事業管理費として

ISTS会計支出に計上する。

1.職員の人件費（給料、賞与、手当、通勤費、社会保険料、労災保険料、雇用保険

料、退職引当金）を業務従事時間の実績に応じた按分した費用。

2.その他、ISTS事業会計支出に計上すべき費用が生じた場合、ISTS委員会委員長と会計理事が協議し、理事会の承認を得た上でISTS事業管理費として計上提出するものとする

（規程の変更）

1. この規程を変更するときは、理事会において承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、平成22年10月1日から施行する。

2．この内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成24年7月13日）から施行する。

3．この内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成28年2月12日）から施行する。

4. 従来実施していた、「ISTSオンラインジャーナル」事業から「ISTS」事業への収支差額

50%振替は、今後実施しない。

5．この内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成30年3月9日）から施行し、平成

29年9月1日から適用する。